四　消費税法の一部改正関係

事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の一〇〇分の一〇に相当する金額を加算した金額とすることとした。（消費税法第五九条の二関係）

五　国税通則法の一部改正関係

1　国税を納付しようとする者で国外に住所又は居所を有するものは、金融機関の国外営業所等を通じてその税額に相当する金銭をその国税の収納を行う税務署の職員の預金口座（国税の納付を受けるために開設されたものに限る。）に対して払込みをすることにより納付することができることとした。この場合において、その国税の納付は、その金融機関の国外営業所等を通じて送金した日においてされたものとみなして、附帯税等の規定を適用する。（国税通則法第三四条関係）

2　法人税等（法人税、地方法人税又は消費税をいう。以下同じ。）についての調査通知があった後にその納税地に異動があった場合において、その異動前の納税地の所轄税務署長等が必要があると認めるときは、その異動前の納税地の所轄税務署等の当該職員は、その異動後の納税地の所轄税務署等の当該職員に代わり、その法人税等に関する調査に係る納税義務者等に対し、質問検査等を行うことができることとした。（国税通則法第七四条の二関係）

3　再調査の請求書等を補正する際に作成する録取書及び国税に関する法律に基づき税務署長等に提出する税務書類について、押印を要しないこととした。（国税通則法第八一条、第九一条及び第一二四条関係）

4　納税管理人制度について、次の措置を講ずることとした。（国税通則法第一一七条関係）

㈠　納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」という。）を明示して、六〇日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（以下「指定日」という。）までに、納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

㈡　納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、国内に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（以下「国内便宜者」という。）に対し、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができる。

㈢　所轄税務署長等は、右記㈠の納税者（以下「特定納税者」という。）が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、右記㈡により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を、特定事項を処理させる納税管理人として指定することができる。

(1)　その特定納税者が個人である場合　次に掲げる者

イ　その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ　その特定納税者に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ　電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

(2)　その特定納税者が法人である場合　次に掲げる者

イ　その特定納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の一〇〇分の五〇以上を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係のある法人

ロ　その特定納税者の役員又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ　右記(1)ロ又はハに掲げる者

六　国税徴収法の一部改正関係

1　滞納者の国税につき徴収共助の要請をした場合に徴収をしてもなお徴収不足であると認められる場合において、その徴収不足がその国税の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行った無償譲渡等に基因すると認められるときは、その無償譲渡等の譲受人等は、第二次納税義務を負うこととした。（国税徴収法第三九条関係）

2　滞納処分免脱罪の適用対象に、納税者等が徴収共助の要請による徴収を免れる目的でその財産の隠蔽等の行為をした場合を加えることとした。（国税徴収法第一八七条関係）

七　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　利子所得の分離課税等について、同族会社が発行した社債の利子のうち、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人がその支払を受ける者（以下「対象者」という。）と特殊の関係のある法人である場合における当該対象者その他の一定の者が支払を受けるものを適用対象から除外し、総合課税の対象とすることとした。（租税特別措置法第三条関係）

㈡　国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等について、国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書の支払の取扱者に対する書面による提出に代えて、当該支払の取扱者に対して当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該提供があったときは、当該申告書の提出があったものとみなす。（租税特別措置法第三条の三関係）

㈢　障害者等の少額公債の利子の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四条関係）

(1)　特別非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を金融機関の営業所等の長に告知をする場合において、これらの申告書への当該告知をした事項につき確認した旨の当該金融機関の営業所等の長の証印を要しないこととし、当該告知をした事項につき確認を受けなければならないこととする。

(2)　次に掲げる書類の金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該金融機関の営業所等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。

イ　特別非課税貯蓄申込書

ロ　特別非課税貯蓄申告書

ハ　特別非課税貯蓄限度額変更申告書

㈣　勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四条の三の二関係）

(1)　勤労者、勤務先の長又は事務代行先の長（以下「提出者」という。）は、次に掲げる書類（以下「財産形成非課税申込書等」という。）について、当該財産形成非課税申込書等の提出を受けるべき者が一定の要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に代えて、その者に対し、当該財産形成非課税申込書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、氏名又は名称を明らかにする措置であって一定のものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を提出したものとみなす。

イ　財産形成非課税住宅貯蓄申込書

ロ　財産形成非課税住宅貯蓄申告書

ハ　財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書

ニ　財産形成非課税年金貯蓄申込書

ホ　財産形成非課税年金貯蓄申告書

ヘ　財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書